

2010年4月28日

アイスランドでの火山の噴火に関する海外旅行傷害保険の取扱いについて

アイスランドでの火山の噴火に関する当社海外旅行傷害保険の取扱いについてお知らせいたします。(2010年4月27日現在)

1. 保険期間の自動延長について

アイスランドでの火山の噴火により、お客様が乗客として搭乗予定の航空機等が遅延または欠航・運休している場合は72時間を限度に保険期間の終期を自動延長します。

また、お客様が保険期間の末日までに帰国予定だったのにもかかわらず、空港閉鎖により帰国できない場合は、最終目的地に到着した時(予定を変更した場合は、変更後の目的地に向けて出発した時)までを限度として保険期間の終期を自動延長します。これらの延長に伴う手続きおよび追加保険料は不要です。

2. 保険金のお支払いについて

| 特約の種類                                 | 保険金のお支払い  |
|---------------------------------------|---|
| ・ 航空機寄託手荷物遅延等費用補償特約<br>・ 航空機遅延費用等補償特約 | アイスランドでの火山の噴火により発生した費用は、保険金お支払いの対象とはなりません。                        |
| ・ 旅行変更費用補償特約                          | アイスランドでの火山の噴火により、日本からの出国を中止または中途帰国された場合に支出された費用は、保険金お支払いの対象となります。 |

クレジットカードに付帯の海外旅行傷害保険には旅行変更費用補償特約はセットされておりません。

本件に関するお問い合わせは、下記までお願いいたします。

お客様相談室 0120-281-389  
受付時間：午前9時～午後5時(年末年始を除く)